

三田市告示第 87 号

三田市まなびと交流・共創施設について、下記のとおり指定管理者の募集を行うので、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 2 条に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 0 日

三 田 市 長 田 村 克 也

記

- 1 公の施設の名称  
三田市まなびと交流・共創施設
- 2 募集の内容  
別紙 三田市まなびと交流・共創施設 指定管理者募集要項のとおりとする。

## 三田市まなびと交流・共創施設 指定管理者募集要項

三田市（以下、「市」という。）では、市民一人一人の成長につながる多様な学びを支援するとともに、世代や属性を超えた交流を促進する場と機会を提供し、新たな価値をもった取組の創出や市民の自己実現を図る等により、地域社会の活性化に資することを目的に、三田市まなびと交流・共創施設（以下「共創施設」という。）を開設するにあたり、その管理運営について指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 共創施設の概要

#### (1) 共創施設が入居する施設の概要

- ア 所在地 三田市駅前町 1008 番
- イ 建物構造 住宅棟 鉄筋コンクリート造 地上 20 階建  
商業棟 鉄骨造 地上 5 階建  
駐車場棟 鉄骨造 地上 5 階建
- ウ 面積 建築面積 8,622.32 m<sup>2</sup>  
延べ面積 68,271.58 m<sup>2</sup>
- エ 竣工 令和 9 年 5 月末予定

#### (2) 指定管理する施設の概要

- ア 名称 三田市まなびと交流・共創施設
- イ 所在地 三田市駅前町 1008 番（上記建物 4 階の一部）
- ウ 延床面積 706.31 m<sup>2</sup>（三田市区分所有）

### 2 共創施設の管理に関する基準

#### (1) 開館時間

- ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで
- イ 前号に掲げる日以外の日 午前 9 時から午後 9 時まで

#### (2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

#### (3) その他、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年三田市条例第 21 号。以下「手續条例」という。）、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年三田市規則第 18 号）、三田市まなびと交流・共創施設条例（令和 7 年三田市条例第 51 号。以下「条例」という。）および三田市まなびと交流・共創施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、三田市個人情報保護法施行条例（令和 5 年三田市条例第 5 号）、労働基準法等関連法令、その他関連する法令等の規定に従い、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。

### 3 共創施設の管理運営方針

- (1) 子育て世代をはじめとした全ての世代へ、スキルアップやリスクリング等の生涯にわたる学びと、子育てと自己実現の両立を支援する。
- (2) 利用者同士の世代や属性を超えた交流を促進し、人と人のつながりを強化する。
- (3) 起業・創業や地域活動の活性化を促進する。
- (4) 事業者及び高等教育機関等との連携により創造的な活動を支援し、三田の担い手となる人材を育成する。
- (5) こども・若者の学びや成長を促進する。
- (6) 地域活動や起業・創業を支援する関連施設とのネットワークの入り口となり、切れ目のない連携体制を構築する。
- (7) 三田駅周辺を起点とした地域社会の活性化を牽引する。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。ただし、一部の業務について、事前に書面により本市の承認を受けた場合は、その限りではありません。

- (1) 共創施設の利用の許可に関する業務
- (2) 共創施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務  
※インボイス制度への対応含む
- (3) 共創施設の維持管理に関する業務
- (4) 条例第3条に規定する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※業務内容の詳細は、別紙「三田市まなびと交流・共創施設指定管理業務要求水準書（以下「業務水準書」という。）」に記載しています。

##### (抄) 三田市まなびと交流・共創施設条例

##### (業務)

第3条 共創施設は、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 職業能力の開発及び向上等の生涯にわたる学びの支援に関すること。
- (2) 世代又は属性を超えた交流の推進に関すること。
- (3) 起業、創業及び地域活動に対する意識の高まりに関すること。
- (4) 事業者及び高等教育機関等との連携並びに地域情報の提供等による活動支援に関すること。
- (5) 三田駅周辺を起点とした地域社会の活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

#### 5 指定期間

令和9年6月1日から令和14年3月31日までの4年10か月間（予定）

※ 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決（令和8年9月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。

※ 指定期間中であっても、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止することがあります。

#### 6 利用料金及び指定管理料

- (1) 指定管理者は、条例第9条の規定に基づき利用料金を収受するものとします。
- (2) 指定管理者が収受する利用料金は、共創施設の管理運営に要する経費に充てることとします。
- (3) 市は、共創施設の管理運営に要する経費のうち、利用料金その他の施設運営収入によって賄えないものについて、指定管理料として予算の範囲内で次のとおり負担し、支払います。

ア 指定期間中に支払う指定管理料の上限額は次のとおりとし、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算、責任分担表等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。なお、収支予算書における各年度の指定管理料がこの上限額を超えて提案されている場合は、失格とします。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税込)
令和9年度	41,929千円
令和10年度	44,966千円
令和11年度	44,218千円
令和12年度	43,429千円
令和13年度	41,742千円

※指定管理料上限額には、市があらかじめ金額を設定する固定経費（「管理組合費」「駐車場に係る負担額」）を含む。

#### イ 対象経費

指定管理料の対象となる経費は次のとおりとします。

- ① 人件費
  - ② 事務費
  - ③ 事業費（講師謝礼、委託料等）
  - ④ 管理費（共創施設等修繕費(1件50万円以上の修繕費除く)、備品・消耗品費、設備保守管理費、光熱水費、管理組合費、駐車場に係る負担額、等）
  - ⑤ 施設賠償責任保険等
  - ⑥ その他指定管理の運営に必要な経費
- (4) 指定管理料の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、具体的な支払の時期、金額、方法については、別途協定で定めます。ただし、初年度の支払時期・回数は別途協議して決定します。
- (5) 指定管理料は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。
- (6) 指定管理料以外の収入

指定管理者は、指定管理料のほか、次の収入を自らの収入とすることができます。

- ア 条例第9条に基づいて徴収する利用料金（指定管理期間中に改定する場合があります）
- イ 条例第3条に基づく事業等を通じて徴収する、料金、代金、手数料、出展料等
- ウ 自主事業による収入（カフェスペースの営業収入等）
- エ 指定管理者が得た各種助成金、協賛金等
- オ 実費徴収（コピー代等実費を徴収する場合）

## 7 申請資格

「2 共創施設の管理に関する基準」に従い、「4 指定管理者が行う業務の範囲」を行うことによって、共創施設の管理運営を行うことができ、かつ、管理運営に当たっては、法令及び三田市例規による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、責任、義務等が生じることを了承できる法人その他の団体とします。（個人による申請はできません。）

#### (1) 欠格事項

当該団体又はその代表者等が次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合

イ 国税又は三田市税を滞納している場合

ウ 施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者である場合

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）である場合

オ 本市の市議会議員、その配偶者若しくは同居の親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる団体である場合

カ 市長又は副市長が法第 142 条に規定する役員等に相当する者である場合

キ 三田市暴力団排除条例（平成 24 年三田市条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当する場合

#### (2) 複数の団体による連合体による申請

複数の団体による連合体（グループ）で、次の要件をすべて満たす場合は、申請できます。

ア グループを構成する全ての団体が上記欠格事項に該当しないこと。

イ グループは 2 以上の団体（個人は不可）で結成をすること。また、グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し、必ず代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定して、代表団体が諸手続きを行うこと。

ウ 申請書類提出後、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。

エ 団体は 2 以上のグループの構成団体となることができない。また、グループの構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

## 8 提出書類

(1) 指定管理者指定申請書（様式 1）

(2) 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式 2）

(3) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの

(4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（いずれも申請日前 3 か月以内に発行されたもの）

(5) 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）

(6) 納税証明書（直近の証明可能な年次のもの）

ア 国税：税務署が発行するもので、法人の場合は、法人税と消費税及び地方消費税に未納の

税額がないことの証明、法人以外の団体は、代表者の申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

イ 三田市税：市が発行する三田市税に係る納税証明で、三田市内に本社又は営業所等を有する法人の場合は法人及び代表者のもの、法人以外の団体の場合は代表者のもの。（非課税で納税証明がない場合は、非課税証明）

- (7) 団体の概要（様式は任意ですが、①沿革、②事業概要、③代表者及び役員の構成及び氏名、④事業実績、⑤直近3事業年度の経営・財務の状況が分かるもの。）
- (8) 共創施設の管理に係る事業計画書（様式3）（A4用紙10ページ以内）
- (9) 共創施設の管理に係る年度計画書（様式4）※指定管理期間中の各年度分、合計5枚作成してください。
- (10) 共創施設の管理に係る収支予算書（様式5）※指定管理期間中の各年度分、合計5枚作成してください。
- (11) グループ申請の場合：グループ構成員届出書（様式6）、委任状（グループ代表者の指定）（様式7）

## 9 説明会の開催

次のとおり、共創施設の説明会を開催します。参加を希望する場合は、「説明会参加申込書（様式8）」に必要事項を記入し、電子メールで「18 問い合わせ・提出先」に4月20日（月）12時までに申込みください。参加人数は、各団体3名以内とします。

説明会は本募集に応募の意向のある事業者を対象として実施しますが、説明会に参加しない場合も応募を妨げるものではありません。

- (1) 日時 令和8年4月21日（火）午前10時から
- (2) 会場 市役所内会議室

※施設竣工前のため、共創施設の現地確認はできません。

## 10 質疑の受付

申請の検討に当たっての疑義を解消するとともに、申請者間の公平性を確保するため、次のとおり質疑を受付けます。

- (1) 質疑ができる者  
指定管理者の応募資格を満たしている者

- (2) 質疑の提出方法

「募集要項の内容等に関する質問票」（様式9）に質疑の要旨を簡潔に記入し、「18 問い合わせ・提出先」まで電子メールにより提出してください。電話その他、口頭による問い合わせには一切応じません。

- (3) 受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月11日（月）まで

- (4) 質疑に対する回答について

質疑に対する回答は、令和8年5月18日（月）16時30分までに市ホームページで公表します。（個別の連絡・回答は行いません）

公表URL

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei\\_kyoutei/keiyaku/proposal/index.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/136/gyomu/kouminrenkei_kyoutei/keiyaku/proposal/index.html)

## 11 申請書類の提出期間、提出方法等

### (1) 提出期間

令和8年5月19日（火）から令和8年6月19日（金）まで

持参の場合：開庁日の9時から16時30分まで

郵送の場合：令和8年6月19日（金）必着

※受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とします。

郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けません。

### (2) 提出方法

「18 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送により提出してください。

### (3) 部数

各12部（正本1部、副本11部）

## 12 事業計画書に記載する事項について

次の(1)～(6)の内容を項目ごとにまとめて様式3及び様式4で提案してください。表現方法に制限はありません。ただし、1法人等又は1グループにつき、計画書は1案とします。

### (1) 管理運営についての基本方針

ア 条例及び業務水準書「4 設置目的・管理運営方針」を踏まえ、公の施設であることを念頭におき、今後4年10か月間、共創施設を運営するにあたっての基本的な考え方等を述べてください。

イ 団体の理念や自社で展開する事業内容をふまえ、今回の募集に応募した理由や保有するノウハウの活用の仕方について述べてください。

### (2) 共創施設の管理運営体制

ア 人員配置・勤務条件・人材育成等について

業務水準書「7 職員の配置」を踏まえ、共創施設運営のサービス水準を確保するための組織体制、職務別の必要人員やその勤務体制（シフト表）を示してください。

雇用関係、勤務体制、勤務条件（勤務時間、休日等）について示してください。また、人材育成についての考え方を示してください。

イ 専門的人材の確保について

統括責任者・コミュニティマネージャー等の共創施設の運営に直接関わる専門的人材の確保について、具体的な方針を提示してください。なお具体的な人材を想定できる場合には、候補者の経歴・実績を示してください。

ウ 実績・経験

共創施設の運営にノウハウが活用できるような同規模の交流・共創を目的とした施設の運営や同種事業の実績があれば示してください。

### (3) 共創施設の管理業務

業務水準書「8 共創施設の管理業務」に基づき、備品の管理を含めた共創施設の管理について基本的な考え方を示してください。

#### (4) 共創施設の運營業務

業務水準書「9 共創施設の運營業務」及び「10 その他の指定管理業務に係る事項」に基づき、以下の項目について、それぞれ具体的に示してください。

##### ア 日常的な共創施設の運営について

###### ① 窓口業務について

利用者登録システムの運用、利用料金の徴収方法、閲覧図書管理や市立図書館の予約図書の配付及び返却受付等、日常的な共創施設運営の実施計画について示してください。

###### ② 経理について

現金預金の管理体制や、経理及び事務処理の監査体制について示してください。

###### ③ 情報公開と個人情報保護について

共創施設の管理運營業務に即して、個人情報保護上の重点課題と対応方針を示してください。また共創施設の管理運営に対する説明責任の担保と情報公開への対応方針について具体的な取組みを示してください。

###### ④ 危機管理・安全管理について

日常の安全管理体制並びに緊急時の連絡対応体制について示してください。

##### イ 広報業務について

共創施設の認知度向上や共創施設の利用者拡大を図るための基本的な方針について下記の視点等を含め提案してください。

- ・共創施設の立地環境を踏まえたマーケティング
- ・共創施設の立地や特徴を訴求し、市内外からの来客をより促進するための効果的な取組み方針
- ・共創施設の会員登録者数の達成に向けた取組み方針

#### (5) 共創業務

業務水準書「11 共創業務」に基づき、以下の項目について、それぞれ具体的に示してください。

##### ア 共創業務の基本方針と成果指標・目標値

- ・利用者の学びや交流、共創を促進する共創業務について、業務水準書に定める市の指定事業を企画立案するにあたっての基本的な考え方を述べてください。
- ・地域の状況や利用者のニーズの想定のもと、業務水準書に記載の成果指標・目標値の達成に向けた具体的な取組みを示してください。

##### イ 市指定事業の企画案

- ・業務水準書に基づき、市の指定事業として実施する1年間の事業や取組みについて企画案を提示してください。なお、事業等の企画案作成にあたっては、事業区分等のバランス、収支計画等の均衡も考慮した上で収益率向上を図るよう留意してください。
- ・共創施設の設備等を活かした、共創施設への親しみを醸成し、施設の認知度向上につなげる具体的な方策を提案してください。

##### ウ 関連施設等との連携

関連施設や事業者、地域団体等との連携について、具体的な施設名等を示し、関連施設等の状況をふまえながら、学びや交流、共創が促進される取組みを示してください。

#### (6) 自主事業

- ・業務水準書「12 自主事業」に基づき、利用者の誘致等を図るためのカフェスペース運営業務について企画案を提示してください。なお、「カフェスペースの運営」に関する提案については、評価の対象とします。
- ・その他、利用者の誘致等につながる自主事業の企画があれば任意で提案してください。(カフェスペース以外の自主事業の提案については評価対象外とします)

### 13 収支予算書に記載する事項について

- (1) 業務水準書「13 共創施設の管理運営経費」に基づき、収支計画における基本的な考え方、収支バランスの概要等について様式5で示してください。令和9年度から令和13年度までの指定管理期間中の収支計画を示してください。(支出のうち「管理組合費」「駐車場に係る負担金」については、市が指定する金額をそのまま計上してください。自主事業に係る収支は計算から除いてください)
- (2) 条例に規定する上限金額の範囲内で、各種利用料金の設定について提案してください。

### 14 選定方法

#### (1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の申請資格について、書類審査を行います。

#### (2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、「15 選定基準」に照らし、最も適切と認められる団体を指定候補者として選定します。なお、指定候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査(令和8年7月上旬～中旬予定、候補日は7月6日(月))を経ることとします。

#### (3) その他

ア 統括責任者もしくはコミュニティマネージャーとなる予定の者が決まっている場合には、その者がプレゼンテーション・ヒアリング審査に出席してください。

イ 資格審査又は選定に当たり、申請者に対してヒアリングを行い、又は新たな書類の提出を求めることがあります。

ウ 審査の結果、適切と認められる団体がない場合は、該当なしとする場合があります。

### 15 選定基準

#### (1) 基本的な方向性

手続条例第4条による次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。

ア 事業計画書による共創施設の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

イ 事業計画書の内容が共創施設の効用を最大限に発揮させるとともに、共創施設の効率的な管理が図られるものであること。

- ウ 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、共創施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(2) 選定方法

- ア 選定は、評価表（別表）に基づき5名の選定委員会が評価します。
- イ 評価は、絶対評価とし、提案内容を点数化します。
- ウ 評価の採点は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査で行います。
- エ 指定候補者の選定については、各委員の採点の合計点（満点550点）を基に、選定委員会で協議して最適者を選定します。ただし、合計得点が330点未満の応募者は失格とします。すべての応募者が330点未満の場合は最適者はなしとし、手続条例第5条に基づき、別途指定候補者を選定するものとします。なお、委員に欠席のある場合は、出席委員の配点合計の6割未満を基準とします。

(3) 評価における配点

- ア 評価における配点は次のとおりとします。

区 分	配点
1 管理運営についての基本方針	10
2 共創施設の管理運営体制	20
3 共創施設の管理業務	5
4 共創施設の運営業務	10
5 共創業務	40
6 自主事業	10
7 共創施設の管理運営経費	15
合計	110

- イ アの区分ごとに細分化した評価項目を設け、それぞれ5段階評価とします。

16 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに申請者に文書で通知します。（令和8年7月下旬頃）

17 指定管理者の指定

指定候補者は、市議会の議決（令和8年9月予定）を経て、指定管理者として指定します。

18 協定の締結

本市と指定候補者は細目について協議を行い、指定の議決後、基本協定を締結します。基本協定に定める事項は、次のとおりです。なお、基本協定締結にあたり、暴力団排除条例第6条第2項第1号及び手続条例第7条の規定に基づき、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。また、令和9年度の指定管理料の額及びその支払方法に関する事項について定める年度協定は令和9年6月1日付で締結します。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項

- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 共創施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 共創施設の管理の業務に関し取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項
- (7) 共創施設の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

## 19 問い合わせ・提出先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市総合政策部公民連携推進課（本庁舎3階）

・電話 : 079-559-5041（直通）

・FAX : 079-563-1366

・電子メール : [komin@city.sanda.lg.jp](mailto:komin@city.sanda.lg.jp)

## 20 その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な誤記の訂正を除く）
- (3) 提出された書類等の虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- (5) 提出された書類等は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります（非公開とすべき箇所を除く）。また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第29条の規定により公表することがあります。
- (6) 申請に関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (7) 申請に当たって市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払いません。
- (8) 指定期間開始前および指定期間終了後の引継業務にかかる費用は、指定管理者の負担とします。

## 指定候補者選定にかかる評価項目及び評価点

評価項目			配点	
1 管理運営についての基本方針	(1)管理運営の基本理念、姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営の基本理念（経営方針等）は示されているか。</li> <li>共創施設の設置目的を十分に理解し、公平・公正な運営を行うことができるか。</li> </ul>	5	10
	(2)申請理由及び意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務内容と団体の理念や事業内容に齟齬がなく意欲が見られるか。</li> <li>課題解決に向けて主体的な事業展開が期待できるか。</li> </ul>	5	
2 共創施設の管理運営体制	(1)財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間にわたって、安全かつ確実に共創施設の管理運営を行う能力を有しているか。</li> <li>財政状況は健全であり、業務を確実にこなせる経営的に安定した団体であるか。</li> </ul>	5	20
	(2)人員配置・勤務条件・人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対し適切な共創施設の利用ができる職員体制がとれているか。</li> <li>労働関連法規等を遵守した適正な勤務条件等であるか。</li> <li>職員の管理体制が明確であるか。</li> <li>効果的な人材育成の考え方が示されているか。</li> <li>実現性があり、継続性が期待できる提案であるか。</li> </ul>	5	
	(3)専門的人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件を満たした人材が配置されているか。</li> <li>統括責任者と事業部門における専門的人材に適切な人材が配置されているか。</li> <li>適切な人材が確保できる方法が提案されているか。</li> </ul>	5	
	(4)実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>同規模の交流・共創施設の運営や同種業務<sup>1</sup>の実績が豊富であるか。</li> </ul>	5	
3 共創施設の管理業務	(1)共創施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備の維持管理計画（日常点検、清掃等）の実施が適切に計画されているか。</li> <li>備品の管理方針は適切か。</li> </ul>	5	5
4 共創施設の運営業務	(1)日常的な共創施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の意向を踏まえた施設運営を行える提案内容になっているか。</li> <li>現金預金の管理体制や、経理および事務処理の監査体制が整っているか。</li> <li>情報公開及び個人情報保護等、条例に基づき適切な対応ができるよう、具体的な措置が示されているか。</li> <li>安全管理体制の仕組み等が組織的に示されているか。</li> </ul>	5	10
	(2)広報業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な媒体を利用した効果的な広報が期待できるか。</li> <li>共創施設の認知度向上に資する実施内容であるか。</li> <li>新たな利用者の掘り起こしや利用者拡大につながるか。</li> </ul>	5	

<sup>1</sup> 同種業務とは、条例第3条に掲げる事業の内容と同様と評価できる取組みを行う施設に係る業務とする。

5 共創業務	(1)共創業務の基本方針と成果指標・目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本募集要項 12(5)に記載の共創業務について、基本理念・設置目的に照らして適切、体系的かつ具体的に示されているか。</li> <li>・地域の状況や課題、共創施設の利用者の学びや交流に対するニーズを十分想定しているか。</li> <li>・成果指標・目標値の達成に向けて効果的な取組みが示されているか。</li> </ul>	10	40
	(2)市指定事業の企画案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体・三田駅周辺の賑わいに資する長期的な視点を持った事業等が計画されているか。</li> <li>・空間や時間帯に応じた設備の活用等、共創施設の有効活用に関する仕組みやアイデアがあるか。</li> <li>・利用者の満足度を高め、利用を促進する具体的な方策であるか。</li> </ul>	20	
	(3)地域や関連施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連施設や事業者、地域団体等とネットワークを形成し、連携のもと、交流や共創が促進される取組みが示されているか。</li> </ul>	10	
6 自主事業	(1)カフェスペース運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共創施設への立ち寄りや継続的な施設利用のきっかけにつながるような提案内容であるか。</li> <li>・持続可能な運営が見込める提案内容であるか。</li> </ul>	10	10
7 管理運営経費	(1)収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質なサービスの提供を前提として、管理運営経費の縮減に努めているか。</li> <li>・適正な予算見積もりに基づく現実的な収支見込であるか。</li> <li>・収入、支出の積算と管理計画の整合性は妥当か、各項目の金額算定根拠が明確であり、十分実施を期待できる計画であるか。</li> </ul>	5	15
	(2)利用料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共創施設の設置目的や管理運営方針に沿っており利用促進が見込める設定となっているか。</li> <li>・金額の設定根拠が示され収支計画と整合性のとれた設定となっているか。</li> </ul>	10	
	(3)指定管理料の提案額	—	—	
合計			110	110